

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
あつたときは、
翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則
◇告 示 青少年に有害な図書
の指定
保険医療機関等の指定

土地改良区の役員
の退任
土地改良事業計画
の適否の決定(二件)
土地改良事業の認可
(四件)

県営土地改良事業
の工事の完了
林業種苗法による
生産事業者の登録
の失効
保安林の指定の解
除

解除予定の保安林
公有水面の埋立て
の免許の出願
都市計画の決定

◇公 告 行政書士試験の実施
◇正 誤 昭和五十六年八月鳥取県告示第七百二十二号中訂正

規 則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十三号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項の表の事業開始資金の項中「一、四〇〇、〇〇〇円」を「一、六〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の事業継続資金の項中「七〇〇、〇〇〇円」を「八〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の就職支度資金の項中「六〇〇、〇〇〇円」を「六五、〇〇〇円」に改め、同表の住宅資金の項中「九〇〇、〇〇〇円」を「一、二〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の転宅資金の項中「五六、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、同表の生活資金の項中「六二、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、同表の結婚資金の項中「一三〇、〇〇〇円」を「一四〇、〇〇〇円」に改め、同表の就学支度資金の項中「六〇、〇〇〇円」を「六五、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百三十六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により公示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 寛 三

指定 番号	種 別	書 名		発行 記号等	類 別 表示された発 行所名
		題 名	著 者		
173	雑誌その他 の刊行物	実話 順子 D E E P 女教師	ディーゾ	D P - 9	ジヨイフル出版
174	"	ポルノ女優シリーズ 蘭童セル写真集		A B - 9	(株)ツツプル社
175	"	濡れた口唇 午後のもどろみ	少女いちごくり	B G - 7	Do企画
176	"	挿入指導 レポート	快楽指導	共同 R - 9	(株)ツツプル社
177	"	女性の神秘 女の成熟期	女の生殖器	B G - 9	Do企画
178	"	SEX RISE SEX Y OPENING GAME		-	(有)ダイヤモンド出版
179	"	少女果汁 Confession of Keiko		-	(株)イースト・ブックス
180	"	眩暈 めまい DIZZINESS	眩暈 Vol. 1	-	アムール書房
181	"	Elina エリーナ		-	カトレヤ出版
182	"	LADY S FANTAGY LOVELY GAIS YUMIKO & YUKO		-	WORLD
183	"	沈丁花 シビシヤナ		-	有限会社ワールド 出版
184	"	ピソク特報 女高生調教 Vol.15		P T - 8	アリス出版
185	"	実話 ACE エース No.11		G A - 9	アリス出版
186	"	トルコ大百科		Z D - 9	土曜出版新社
187	"	男女性医学大鑑 はじめへの挿入 HOW TO SEX 1		L L - 9	土曜出版社
188	"	透写 透写 女性器解剖 透けた下着		B G - 7 0	アリス出版株式会社
189	"	看護婦 くちびる療法	フエラチオ療法	B G - 7	Do企画
190	"	エレクト ERECT MAGAZINE	マガジン	E R - 9	ピケン
191	"	女情報		O J - 9	土曜出版社
192	"	痴漢 恋のかほり	覗きの快楽	B G - 7 1	Do企画
193	"	ビニール本の少女たち		B S - 9	海鳴書房
194	"	絶頂性感 SEX・テクニク編	女性からだ編	-	ホーゾ社
195	"	優女 ゆうじよ		-	(有)ワールド出版

196	"	アクション 陰部直激レポート	—	(有)スバル出版
197	"	遊撃地 女子高生(淫花) 恥毛	IN—9	株式会社アリス出版
198	"	淫猥寫紙 fantasy	B1—K3	エース企画
199	"	色情娘 局部炸裂 忘れしの ROUTE 16	B1—K4	スペースプレス
200	"	擁技	303429	(株)グリーン企画 販売
201	"	SOUPX Vol.51 女陰淫蕩	SP—9	アリス出版(株)
202	"	PINK BOX オール	D—10	(株)土曜出版社
203	"	わいせつ暴行 犯した 狙われた女	BH—テ5	Do企画
204	"	下半身痴め 少女の誘い	BG—テ1	Do企画
205	"	女子高生 緊縛奴隷 女子高生 配籍	BH—テ4	株式会社アリス出版
206	"	少女の愛液 指いたずら となりの茶保子。	BF—テ5	Do企画
207	"	熟	303461	グリーン企画販売
208	"	激挿入 激悉	BH—テ2	アリス出版
209	"	MILK ミルク	—	オレソジ出版
210	"	SCREEN スクリュー 少女 桃色の局部	SK—9	トライビジョン
211	"	突然。危険な関係 HITS MAKERS PRODUES VOLUME 1	—	ミネルパ館

212	"	肉體のぬめり	OX—1	(株)日黒川書房
213	"	レモンキッス	—	(株)ひかり書房

鳥取県告示第七百三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取紡績株式会社 社診療所	鳥取市立川町五丁目二〇	昭和五十六年八月一日
社会福祉法人 賜財団済生会米子診療所	米子市錦町一丁目八	"
鳥取大学医学部 附属病院	米子市西町三六一	"
福島 医院	境港市中町九三	"
河野 医院	境港市米町一三四	"

桑名齒科医院	堀江齒科医院	朝倉齒科医院	渡部齒科医院	倉立齒科医院	灘尾齒科医院	神庭齒科医院	柏原齒科医院	加藤齒科医院	馬淵齒科医院	日野郡厚生農業協同組合連合会 日野病院	大山町国民健康 保険診療所	名和町国民健康 保険診療所	西伯町国民健康 保険西伯病院	山本 医院	関金町国民健康 保険診療所
倉吉市宮川町一七七―一八	米子市錦町一丁目一五	米子市上福原一五八一	米子市四日市町九四	米子市灘町一丁目四三―一	米子市角盤町一丁目四二	米子市角盤町四丁目二〇	米子市皆生一九五八	鳥取市片原二丁目二一三	鳥取市西町四丁目三一九	日野郡日野町根雨七三	西伯郡大山町今在家四七五	西伯郡名和町大字加茂四―一	西伯郡西伯町大字倭三九七	東伯郡赤碕町赤碕一四七八	東伯郡関金町大字堀 一七五七―一
昭和五十六年八月一日	昭和五十六年八月四日	昭和五十六年八月十三日	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	昭和五十六年八月一日	昭和五十六年八月十三日	"

安藤齒科医院	矢田貝齒科医院	船木齒科医院	稲村齒科医院	藤川齒科医院	中島齒科医院	吉田齒科医院	加藤齒科医院	田中齒科医院	中尾齒科医院	伊藤齒科医院	君野齒科医院	君野齒科医院八 東診療出張所	都橋齒科医院	清水齒科医院	浜田齒科医院
日野郡日野町黒坂一三九〇	日野郡日野町黒坂一四五〇	西伯郡中山町下市三二三	西伯郡淀江町淀江七四三―一	東伯郡三朝町三朝 一〇〇二―八	東伯郡三朝町大字三朝 九一〇―四	氣高郡青谷町大字青谷 三九三五	氣高郡鹿野町大字鹿野九六三	氣高郡氣高町新泉通 六七三―四	八頭郡若桜町大字若桜二七七	八頭郡智頭町大字智頭 一七〇八―三	八頭郡若桜町大字若桜一二二	八頭郡八東町大字才代 五四―一	八頭郡智頭町智頭一六五六	岩美郡岩美町浦富 一〇三五―二	境港市外江町二八六四
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

枝原齒科診療所	日野郡日野町根雨六五六―二	〃
増原齒科医院	日野郡日野町根雨三四三―二	〃
やまね長生堂薬局	鳥取市片原四丁目二四―一	〃
佐野薬局	米子市道笑町四丁目一七	〃

鳥取県告示第七百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米子市石州府土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 西澤 計治 西伯郡岸本町押口一六六

昭和五十六年七月十八日資格喪失により退任

鳥取県告示第七百三十九号

昭和五十六年六月二十七日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（高

野地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十号

昭和五十六年七月十三日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（熊ノ谷地区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十一号

北条町から申請のあつた町営土地改良（田井地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十二号

北条町から申請のあつた町営土地改良（弓原地区農業用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十三号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（横谷地区農道整備と農業用排水を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十四号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（天神野地区農道整備と農業用排水を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七

項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十五号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営久米ヶ原地区かんがい排水事業	昭和五十六年三月二十五日
県営泊地区樹園地農道網整備事業	昭和五十六年三月十八日
県営五本松地区農地開発事業	昭和五十六年五月九日
県営河合谷地区草地開発事業	昭和五十五年十一月二十日

鳥取県告示第七百四十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定

により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
四	村岡幸一	東伯郡大栄町上種二五七ノ二	穂の採取並びに 外の苗木の育成	村岡幸一 苗畑	東伯郡大栄町上種
三十一	西村節夫	東伯郡三朝町穴鴨三九七	"	西村節夫 苗畑	東伯郡三朝町穴鴨

鳥取県告示第七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
気高郡気高町大字八束水字短尾二七〇八の二四、二七〇八の二五、二七〇八の四七、二七〇八の四九
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第七百四十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字宮場字西山五四一の一、五四二から五四四まで、大字古長字下モ山五五九の一、五六〇の一、五六一の一、五六二、五六三の一（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十九号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十一年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び青谷町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称・代表者の氏名及び住所

長和瀬漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二番地一地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 長和瀬漁港防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒東経一三三度五八分二五秒）から二一〇度五〇分一八七・〇〇メートルの地点（以下「A地点」という。）から二九度二〇分四〇・二〇メートルの地点
- 2の地点 A地点から三七度三〇分三二・八〇メートルの地点
- 3の地点 A地点から四一度二〇分三五・二〇メートルの地点
- 4の地点 A地点から四六度一〇分三五・五〇メートルの地点
- 5の地点 A地点から八三度二〇分七・三〇メートルの地点
- 6の地点 A地点から三四六度五〇分七・九〇メートルの地点

(三) 面積

三二六・一六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長瀬字村内一〇七二番地一地主公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 A地点から二五度〇〇分四五・六〇メートルの地点

イの地点 A地点から六一度五〇分四八・七〇メートルの地点

ウの地点 A地点から一四二度五〇分二〇・六〇メートルの地点

エの地点 A地点から二八〇度二〇分一一・三〇メートルの地点

(三) 面積

一、五〇〇・八八平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和五十六年七月二十日

鳥取県告示第七百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第十八条第一項の規定に基づき、淀江都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画道路

三・二・一号淀江米子線

三・三・四号横断道四軒屋線

二 都市計画の決定に係る土地の区域

(1) 三・二・一号淀江米子線

淀江町大字今津字狐塚、字岸ノ上、字岸ノ前、字塚田、字八反田及び字上谷、大字淀江字大岩、字天王、字神明、字井尻、字楚利田、字莊境、字井手勝、字井手口、字腰巻及び字六反田、大字福岡字北境、字新地造、字倉常、字寺山及び字壺丁田、大字西原字梶免、字下梶免、字壺丁田、字八反田、字中繩手、字小清水、字上井崎、字山根、字淀江山及び字大転場、大字平岡字下山、字大下畑及び字穴田並びに大字小波字下向山、字上向山、字下原田、字狭間谷、字宮市、字河原田、字堂ノ前、字泉原、字下笹子谷、字松戸谷及び字馬渡り

(2) 三・三・四号横断道四軒屋線

淀江町大字佐陀字榎田、字上場、字原田、字越前、字五反田、字西海道ノ上及び字西海道ノ下

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路

- 三・二・一 号淀江米子線（変更前三・三・六号蚊屋陰田町線）
- 三・三・四 号横断道四軒屋線（変更前三・三・四号日吉津四軒屋線）
- 三・三・七 号米子駅境線
- 三・五・十一 号美濃大山線
- 三・五・十二 号伯耆大山駅下新印線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 三・二・一 号淀江米子線

追加する部分

米子市泉字上経前貳、字大成、字中峯一、字前田、字鐘鑄場東、字中谷一、字中谷三及び字前畑上、尾高字御建山開ノ三、字山根、字松ヶ前下、字京田ノ二、字京田ノ一、字花掛ヶ一及び字北中嶋ノ上、下郷字長登路、字花カサ、字クラメ河原ノ一、字クラメ河原ノ二、字河原田、字井手ノ手ノ一及び字上河原、赤井手字東狐池、字狐池、字東

天神免、字中天神免及び字西天神免、今在家字向谷田、字谷田、字前谷田、字下井ノ上、字蓮池、字上井ノ上、字下塚本、字上塚本、字安本田、字竹ノ下、字樋ノ口及び字的場、蚊屋字前田、字芝原、字絹屋古セノ下、字的場、字才ノ木、字千摺、字堀廻り、字八幡田及び字紅梅並びに下新印字一トロ堂ノ一、字土井ノ前及び字樋ノ下

(2) 三・三・四 号横断道四軒屋線

追加する部分

米子市赤井手字狐池並びに二本木字上河原、字下河原、字下案内寺、字南砂田、字土器田ノ中島、字七郎兵衛開ノ一、字古市場及び字浜田

(3) 三・三・七 号米子駅境線

追加する部分

米子市大篠津町字東外堀、字外堀、字久蔵堀及び字海老塚川西
変更する部分

米子市大篠津町字中津賀、字藤兵衛堀、字大西、字中原ノ二及び字西外堀地先の国有地並びに葭津字大山、字石河原、字下荒山及び字上荒山

削除する部分

米子市大篠津町字西外堀

(4) 三・五・十一 号美濃大山線

変更する部分

米子市蚊屋字堀廻り、字千摺及び字八幡田並びに下新印字土井ノ前
変更する部分

米子市今在家字下タココロ及び字向谷田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園第三・三・四号 市民の森

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分 境港市幸神町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県土木部都市計画課

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和56年8月14日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の期日及び場所

(1) 期日 昭和56年10月18日（日）

(2) 場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験の科目等

科 目	方 法	時 間
(1) 行政書士の業務に関し必要な法令	択一式	2 時 間
(2) 一 般 常識		
(3) 作 文		1 時 間

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

(3) 知事が(2)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認めたる受験手続

4 受験手続
(1) 行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に、履歴書、受験資格を有することを証する書面及び写真(出願前1年以内に写した上半身名刺型のもの)を添えて、鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部地方課に提出すること。

(2) 受験願書は、鳥取県総務部地方課で交付する。
なお、郵便によつて受験願書を請求する場合には、あて先を記載し、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

(3) 受験願書を提出した者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付するので、受験者は、試験当日これを持参すること。

5 受験願書受付期間
昭和56年8月24日(月)から同年9月25日(金)までとする。なお、郵送の場合は、昭和56年9月25日(金)までの消印があるものは、有効とする。

6 試験手数料及びその納付方法
(1) 行政書士試験手数料 3,500円

(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

7 合格者の発表
昭和56年11月中旬に鳥取県公報に登載するとともに、合格者にはその

旨を通知し、かつ、行政書士試験合格証を交付する。

8 その他
この試験についての問い合わせは、鳥取県総務部地方課(電話0857-26-7057)にすること。
なお、郵便により問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又はあて先を記載し、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

正 誤

昭和五十六年八月鳥取県告示第七百二十二号(出納長の権限に属する事務の委任について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤	正
八	アメリカ合唱隊
”	アメリカ少年合唱隊
”	昭和五十六年十一月二十四日
”	昭和五十六年十一月二十五日